

司法書士

合格ゾーン購入特典

最新重要判例まとめて解説講座

LEC れっく 東京リーガルマインド



0 001921 165434

SU16543

第1章 民法

ここに注意！

重要最新判例

総則・物権・債権分野	①	最判平 22.12.16	不動産の所有権が甲から乙を経て丙に移転したにもかかわらず、登記名義がなお甲の下に残っている場合において、 <u>丙が甲に対し甲から丙に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することは許されない。</u>
	②	最判平 22.12.2	i 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に物上代位できる。 ii 譲渡担保権設定者が通常の営業を継続している限りは、特別の事情のない限り上記の物上代位権の行使を認めない。
	③	最判平 24.10.12	株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新たに設立する株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割会社の債権者は、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができる。
	④	最判平 25.2.28	既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、 <u>受働債権につき、期限の利益を放棄することができるだけでなく、期限の利益の放棄または喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する。</u>
	⑤	最判平 25.11.29	i 共有物について、遺産共有持分と他の共有持分とが併存する場合、共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上採るべき手続は民法 258 条に基づく共有物分割訴訟であり、<u>共有物分割の判決によって遺産共有持分を有していた者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消については同法 907 条に基づく遺産分割によるべきである。</u> ii 遺産共有持分と他の共有持分とが併存する共有物について、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分を有していた者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであり、賠償金の支払を受けた者は、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
	①	最判平 25.3.28	監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならぬと命ずる審判において、 <u>面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえる場合は、上記審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができる</u> と解するのが相当である。

親族相続分野	②	最判平 26. 7. 17	夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である。
	③	最判平 26. 1. 14	認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、 <u>自らした認知の無効を主張することができる</u> というべきである。この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なるところはない。
	④	最判平 25. 12. 10	特例法 3 条 1 項の規定に基づき <u>男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者は</u> 、以後、法令の規定の適用について男性とみなされるため、民法の規定に基づき夫として婚姻することができるのみならず、 <u>婚姻中にその妻が子を懐胎したときは、同法 772 条の規定により、当該子は当該夫の子と推定される</u> というべきである。性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、妻との性的関係によって子をもうけることはおよそ想定できないものの、一方でそのような者に婚姻することを認めながら、他方で、その主要な効果である同条による嫡出の推定についての規定の適用を、妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に認めないとすることは相当でないというべきである。
	⑤	最判平 26. 2. 25	i 株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法 105 条 1 項 1 号）、残余財産の分配を受ける権利（同項 2 号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項 3 号）などのいわゆる共益権とを有するのであって、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、<u>共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない</u>ものというべきである。 ii 個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1 単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、<u>共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない</u>ものというべきである。

第2章 憲法

ここに注意!

最新重要判例

14 条 関 連	①	昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向，我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化，諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘，嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化，更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば，家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして，法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても，上記のような認識の変化に伴い，上記制度の下で <u>父母が婚姻関係になかったという，子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず，子を個人として尊重し，その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる</u> 。以上を総合すれば，遅くともAの相続が開始した平成 13 年 7 月当時においては， <u>立法府の裁量権を考慮しても，嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきであり，民法 900 条 4 号但書の規定は，憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである（非嫡出子相続分違憲判決，最大判平 25.9.4）。</u>
	②	戸籍法 49 条 2 項 1 号の規定のうち， <u>出生の届出に係る届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載すべきものと定める規定は，嫡出でない子について嫡出子との関係で不合理な差別的取扱いを定めたものとはいえず，憲法 14 条 1 項に違反するものではない（最判平 25.9.26）。</u>
	③	父子関係の確定を科学的な判定に委ねることとする場合には，父性の推定が重複する期間内に生まれた子は，一定の裁判手続等を経るまで法律上の父が未定の子として取り扱わざるを得ず，その手続を経なければ法律上の父を確定できない状態に置かれることになる。生まれてくる子にとって，法律上の父を確定できない状態が一定期間継続することにより種々の影響が生じ得ることを考慮すれば，子の利益の観点から，法律上の父を確定するための裁判手続等を経るまでもなく，そもそも父性の推定が重複することを回避するための制度を維持することに合理性が認められるというべきである。（中略）女性の再婚後に生まれる子については，計算上 100 日の再婚禁止期間を設けることによって，父性の推定の重複が回避されることになる。100 日について一律に女性の再婚を制約することは，婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく，上記立法目的との関連において合理性を有するものといえることができる。（中略）よって， <u>本件規定のうち 100 日の再婚禁止期間を設ける部分は，憲法 14 条 1 項にも，憲法 24 条 2 項にも違反するものではない。</u> （中略）医療や科学技術が発達した今日においては，再婚禁止期間を厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間に限定せず，一定の期間の幅を設けることを正当化することは困難になったといわざるを得ない。このような近年の状況にかんがみると，再婚の場合に限って，厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である。（中略）以上を総合すると， <u>本件規定のうち 100 日超過部分は，遅くとも上告人が前婚を解消した日から 100 日を経過した時点までにはその立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。以上の次第で，本件規定のうち 100 日超過部分は，憲法 14 条 1 項に違反するとともに，憲法 24 条 2 項にも違反するに至っていたといえるべきである（再婚禁止期間規定違憲判決，最大判平 27.12.16）。</u>
	④	暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合には，当該市営住宅の他の入居者等の生活の平穏が害されるおそれを否定することはできない。他方において，暴力団員は，自らの意思により暴力団を脱退し，そうすることで暴力団員でなくなることが可能であり，また，暴力団員が市営住宅の明渡しをせざるを得ないとしても，それは，当該市営住宅には居住することができなくな

		るというにすぎず、当該市営住宅以外における居住についてまで制限を受けるわけではない。以上の諸点を考慮すると、西宮市営住宅条例 46 条 1 項柱書き及び同項 6 号の規定のうち、<u>入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを請求することができる旨を定める部分は暴力団員について合理的な理由のない差別をするものということとはできない。したがって、本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反しない</u>（最判平 27.3.27）。
	⑤	本件は、日本国籍を有する父とフィリピン共和国籍を有する母との間に嫡出子として同国で出生し同国籍を取得した上告人らが、出生後 3 か月以内に父母等により日本国籍を留保する意思表示がされず、国籍法 12 条の規定によりその出生の時から日本国籍を有しないこととなったため、出生により日本国籍との重国籍となるべき子で国外で出生したものにつき上記の国籍留保の要件等を定める同条の規定が上記子のうち日本で出生した者等との区別において憲法 14 条 1 項等に違反し無効であると主張した事件。 国外で出生して日本国籍との重国籍となるべき子に関して、例えば、その生活の基盤が永続的に外国に置かれることになるなど、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的として、12 条において、日本国籍の生来的な取得の要件等につき、日本で出生して日本国籍との重国籍となるべき子との間に区別を設けることとしたものと解され、このような同条の<u>立法目的には合理的な根拠があるものということができる</u>。（中略）生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定されることが望ましいところ、出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結び付きの徴表とみることができる上、その意思表示は原則として子の出生の日から 3 か月の期間内に出生の届出とともにするものとされるなど、父母等によるその意思表示の方法や期間にも配慮がされていることに加え、上記の期間内にその意思表示がされなかった場合でも、同法 17 条 1 項及び 3 項において、日本に住所があれば 20 歳に達するまで法務大臣に対する届出により日本国籍を取得することができるものとされていることをも併せ考慮すれば、上記の<u>区別の具体的内容は、前記の立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはできない</u>。したがって国籍法 12 条は、<u>憲法 14 条 1 項に違反するものではない</u>（最判平 27.3.10）。
その他最新判例	①	i 国家公務員法 102 条 1 項の「<u>政治的行為</u>」とは、<u>公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められる政治的行為をいい</u>、国家公務員法 102 条 1 項、人事院規則 14-7 第 6 項 7 号、13 号による政党の機関紙の配布及び政治的目的を有する文書の配布の禁止は、憲法 21 条 1 項、31 条に違反しない。 ii <u>管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない一般職国家公務員が、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格を有さず、公務員による行為と認識し得る態様によることなく行った本件の政党の機関紙及び政治的目的を有する文書の配布は、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえず、国家公務員法 102 条 1 項、人事院規則 14-7 第 6 項 7 号、13 号により禁止された行為に当たらない。</u> iii <u>管理職的地位にあり、その職務の内容や権限に裁量権のある一般職国家公務員が行った本件の政党の機関紙の配布は、それが、勤務時間外に、国ないし職場の施設を利用せず、公務員としての地位を利用することなく、公務員により組織される団体の活動としての性格を有さず、公務員による行為と認識し得る態様によることなく行われたものであるとしても、当該公務員及びその属する行政組織の職務の遂行の政治的中立性が損なわれるおそれが実質的に認められ、国家公務員法 102 条 1 項、人事院規則 14-7 第 6 項 7 号により禁止された行為に当たる</u>（最判平 24.12.7）。

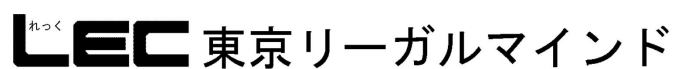
②	i 現行の生活保護法は、1条及び2条において、その適用の対象につき「国民」と定めたものであり、このように同法の適用の対象につき定めた上記各条にいう「<u>国民</u>」とは<u>日本国民を意味するものであって、外国人はこれに含まれない</u>ものと解される。 ii 本件通知（昭和29年5月8日、厚生省において、各都道府県知事に宛てて「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」と題する通知）が発出され、以後、本件通知に基づいて外国人に対する生活保護の措置が行われている）は行政庁の通達であり、それに基づく行政措置として一定範囲の外国人に対して生活保護が事実上実施されてきたとしても、そのことによって、生活保護法1条及び2条の規定の改正等の立法措置を経ることなく、生活保護法が一定の範囲の外国人に適用され又は準用されるものとなると解する余地はない。 iii 以上によれば、<u>外国人は</u>、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、<u>生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない</u>ものというべきである。永住者の在留資格を有する外国人である被上告人の生活保護法に基づく生活保護申請却下処分は適法である（最判平26.7.18）。
③	平成21年厚生労働省令第10号により改正された薬事法施行規則のうち、店舗販売業者に対し、一般用医薬品のうち第一類医薬品及び第二類医薬品について、①当該店舗において対面で販売させ又は授与させなければならない（159条の14第1項、2項本文）ものとし、②当該店舗内の情報提供を行う場所において情報の提供を対面により行わせなければならない（159条の15第1項1号、159条の17第1号、2号）ものとし、③郵便等販売をしてはならない（142条、15条の4第1項1号）ものとした各規定は、いずれも上記各医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、<u>新薬事法の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである</u>（最判平25.1.11）。
④	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）は、同事業を行おうとする者に、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に所定の事項を届け出なければならない旨を定め（7条1項）、その届出をしないで同事業を行った者は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨を定めている（32条1号）。これに対して、原告は本件届出制度は、集会結社の自由を不当に制約するものであるから、憲法21条1項に違反する旨主張したが、判決は「本件届出制度は、上記の正当な立法目的を達成するための手段として必要かつ合理的なものというべきであって、<u>憲法21条1項に違反するものではない</u>といえる。」とした（最判平26.1.16）。
⑤	i 裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われることは制度的に十分保障されている上、裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないといえることができる。したがって、憲法31条、32条、37条1項、76条1項、80条1項違反という所論は理由がない。 ii 評決の対象が限定されている上、評議に当たって裁判長が十分な説明を行う旨が定められ、評決については、単なる多数決でなく、多数意見の中に少なくとも1人の裁判官が加わっていることが必要とされていることなどを考えると、被告人の権利保護という観点からの配慮もされているところであり、裁判官のみによる裁判の場合と結論を異にするおそれがあることをもって、憲法上許容されない構成であるとはいえない。したがって、憲法76条3項違反という所論は理由がない。 iii 裁判員制度による裁判体は、地方裁判所に属するものであり、その第1審判決に対しては、高等裁判所への控訴及び最高裁判所への上告が認められており、裁判官と裁判員によって構成された裁判体が特別裁判所に当たらないことは明らかである。 iv 裁判員の職務等は、憲法18条後段が禁ずる「苦役」に当たらないことは明らかである（最大判平23.11.16）。

第3章 刑法

ここに注意!

最新重要判例

①	他の者が被害者に暴行を加えて傷害を負わせた後に、被告人が共謀加担した上、更に暴行を加えて被害者の傷害を相当程度重篤化させた場合、 <u>被告人は、被告人の共謀及びそれに基づく行為と因果関係を有しない共謀加担前に既に生じていた傷害結果については、傷害罪の共同正犯としての責任を負うことはなく、共謀加担後の傷害を引き起こすに足りる暴行によって傷害の発生に寄与したことについてのみ、傷害罪の共同正犯としての責任を負う</u> （最判平 24. 11. 6）。
②	同一被害者に対し約4か月間又は約1か月間という一定の期間内に反復暴行された一連の暴行によって種々の傷害を負わせた事実については、その暴行が、被告人と被害者との一定の人間関係を背景として、共通の動機から繰り返して犯意を生じて行われたものであることなどの事情に鑑みると、全体を一体のものと評価し、 <u>包括して一罪と解することができる</u> （最判平 26. 3. 17）。
③	不法に被害者を監禁し、その結果、被害者が、医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから <u>外傷後ストレス障害（PTSD）を発症したと認められる場合、同障害の惹起は刑法にいう傷害に当たり、監禁致傷罪が成立する</u> （最判平 24. 7. 24）。
④	i 家庭裁判所から選任された成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合、<u>成年後見人と成年被後見人との間に刑法 244 条 1 項所定の親族関係があっても、同条項は準用されない。</u> ii 家庭裁判所から選任された成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合、<u>成年後見人と成年被後見人との間に刑法 244 条 1 項所定の親族関係があることを量刑上酌むべき事情として考慮するのは相当ではない</u>（最判平 24. 10. 9）。
⑤	入会の際に暴力団関係者の同伴、紹介をしない旨誓約していた本件ゴルフ倶楽部の会員であるAが同伴者の施設利用を申し込むこと自体、その同伴者が暴力団関係者でないことを保証する旨の意思を表している上、利用客が暴力団関係者かどうかは、本件ゴルフ倶楽部の従業員において施設利用の許否の判断の基礎となる重要な事項であるから、 <u>同伴者が暴力団関係者であるのにこれを申告せずに施設利用を申し込む行為は、その同伴者が暴力団関係者でないことを従業員に誤信させようとするものであり、詐欺罪にいう人を欺く行為にほかならず、これによって施設利用契約を成立させ、Aと意を通じた被告人において施設利用をした行為が刑法 246 条 2 項の詐欺罪を構成することは明らかである</u> （最判平 26. 3. 28）。
⑥	<u>暴力団員であるのに暴力団員でないことを表明、確約して銀行の担当者に口座開設等を申し込み、通帳等の交付を受けた行為は、当該銀行において、政府指針を踏まえて暴力団員からの貯金の新規預入申込みを拒絶する旨の約款を定め、申込者に対し暴力団員でないことを確認していたなどの本件事実関係の下では、刑法 246 条 1 項の詐欺罪に当たる</u> （最判平 26. 4. 7）。
⑦	<u>県知事とその実弟が共謀の上、実弟が代表取締役を務める会社において、土地を早期に売却する必要性があったが、思うように売却できずにいる状況の中で、県が発注した建設工事受注の謝礼の趣旨の下に、受注業者の下請業者に当該土地を買い取ってもらい代金の支払をうけたという事実関係の下においては、売買代金が時価相当額であったとしても、当該土地の売買による換金の利益が賄賂に当たる</u> （最判平 24. 10. 15）。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2016 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU16543